



大切な命を守るために

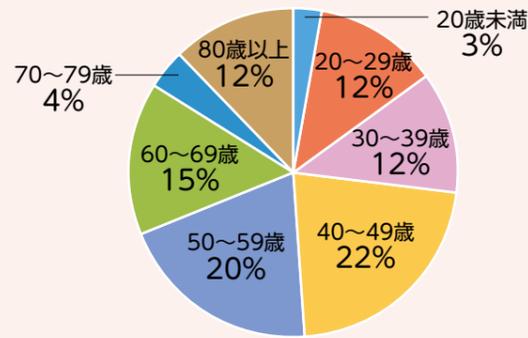
～9月10～16日は「自殺予防週間」です～

厚生労働省では、9月10日の「世界自殺予防デー」にちなみ、10日からの1週間を「自殺予防週間」と定め、自殺についての誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発する期間としています。

自殺（自死）は、個人の意思や選択の結果ではなく、「その多くが追い込まれた末の死」であり、「その多くが防ぐことができる社会的問題」と言われています。自死の原因も一つではなく、健康問題や債務・生活苦などの経済・生活問題、人間関係の悩みなど、さまざまな問題が関連して起きると考えられています。つまり、自死の危険は誰にでも起こりうることです。

本市では、平成25年から令和4年の10年間に68の方が自らの命を絶ち、亡くなっています。このうち男性が7割を占め、年齢別では、働き盛りの40代と50代で全体の4割以上を占めます。また、80歳以上の方も1割を超えています。

年齢別自殺者数（過去10年間）



・身近に悩みを抱えている人はいませんか？（周囲の人が気づきやすい変化の一例）

- | | | |
|--|---|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 服装が乱れてきた | <input type="checkbox"/> 急に痩せた、太った | <input type="checkbox"/> 表情が暗くなった |
| <input type="checkbox"/> 一人になりたがる | <input type="checkbox"/> 独り言が増えた | <input type="checkbox"/> ミスや物忘れが多い |
| <input type="checkbox"/> 不満・トラブルが増えた | <input type="checkbox"/> 遅刻や休みが増えた | |
| <input type="checkbox"/> 感情の変化が激しくなった | <input type="checkbox"/> 他人の視線を気にするようになった | |
| <input type="checkbox"/> ぼんやりしていることが多い | <input type="checkbox"/> 体に不自然な傷がある | |

こころの不調のサイン
「国立精神・神経医療研究センター こころの情報サイト」より

・悩みがあるとき（聞いたとき）は早めに相談を!!（主な相談窓口）

相談名	内容	問い合わせ先
こころの相談	精神科医による専門相談	健康推進課 ☎ 22-1362
高齢者総合相談	高齢者に関する相談	地域包括支援センター ☎ 22-1466
生活困窮者・自立支援相談	仕事が续かない、生活費に困っている	社会福祉協議会 ☎ 22-2130
DV・ハラスメント相談	DV、男女間のトラブルなど	男女共同参画相談支援センター ☎ 22-6035

家族や身近な人の様子がいつもと違うと感じた場合は、声を掛け、悩みに耳を傾け、気持ちを聞いてください。さらに、支援が必要なときには支援先につなげ、温かく寄り添い、じっくり見守りましょう。

9月20日から26日は「動物愛護週間」です

命ある動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、「動物の愛護および管理に関する法律」では、9月20日から26日までを動物愛護週間と定めています。この機会に私たちが飼っている動物、身近にいる動物について考えてみましょう。

市民生活課 ☎22-1314

■ペットの終生飼養

飼育しているペットがその寿命を迎えるまで適切に飼育することです。最後まで愛情と責任を持って飼育しましょう。

やむを得ず最後まで飼うことができない場合は、責任を持って次の飼い主を見つけてあげましょう。

猫を飼っている方へ

●屋内飼育に努めましょう

交通事故で犠牲になっている動物の多くは猫です。屋内で飼育することで、感染症や交通事故にあう確率が格段に減ります。

●不妊・去勢手術をしましょう

動物にとって、発情期は大きなストレスです。また、猫は年2～3回出産を行い、1回で3～7匹の子どもを産むため、自然にしておくとならぬうちに数が増えます。子どもを産ませる予定がない場合は、不妊・去勢手術を行いましょう。

●野良猫に餌を与えると…

かわいそうだからと餌を与えると、結果として不幸な猫を増やすことにつながり、ふんや尿、爪で車に傷をつけるなど近隣とトラブルになるケースが多く見られます。餌を与える場合は、必ず餌場の清掃やふん尿の処理を行ってください。

※市や保健所では、駆除を目的とした野良猫の捕獲は行っていません。

●飼い主のいない猫の不妊去勢

宮城県では、飼い主のいない猫（野良猫）を対象とした不妊・去勢手術の助成制度を設けています。詳しくは、宮城県獣医師会事務局（022-297-1735）までお問い合わせください。

■動物の遺棄・虐待は犯罪です

犬や猫などの愛護動物を虐待や遺棄（※）した場合は100万円以下の罰金に処されます。

※置き去りや負傷・老齢・幼少など自分で生存できない状態で引き離し、生命・身体を危険にさらす行為。第三者の保護を期待した場合でも、危険に直面する場合は遺棄となります。

犬を飼っている方へ

●登録と届出

犬を飼い始めたら30日以内に登録と鑑札の交付を受けてください。また、次のようなときには30日以内に届出が必要です。

- ①住所や飼い主が変わったとき
- ②飼い犬が亡くなったとき

●必ず狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病は、人が感染するとほぼ100%死亡する恐ろしい感染症です。法律で義務づけられていますので、毎年4月1日から6月30日までに必ず狂犬病予防注射を受けましょう。

●鑑札と注射済票をつけましょう

迷子になっても迷子札の役目となり、飼い主の所に帰ることができます。



●周辺環境への配慮

放し飼いは、宮城県の条例で禁止されています。室外で飼う場合は鎖などでつなぎ、室内で飼う場合は外に出ないように気をつけましょう。

